

令和８年８月定例教育委員会の開催のお知らせ

開催日時	令和８年８月４日（火） 午後１時３０分から
開催場所	熊谷市役所本庁舎３階 ３０３ 会議室
議 題	・報告（寄附、教育委員会行事予定等） ・議案
傍聴人の定員	３名
傍聴人手続	受付場所：熊谷市役所本庁舎３階 ３０３ 会議室前 受付時間：午後１時１０分から午後１時２０分まで ※ 定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定します。
問い合わせ先 （所管課）	教育総務課 Tel ０４８－５２４－１１１１（内線３６１、３８１）
その他	・人事案件やその他の事由により、議案等の一部又は全部が非公開となる場合があります。 ・傍聴に当たっては、「熊谷市教育委員会傍聴人規則」に規定する遵守事項等を守ってください。

（参考）

【熊谷市教育委員会傍聴人規則（平成１７年教育委員会規則第３号）（抜粋）】

（傍聴することができない者）

第６条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他教育長において傍聴を不適当と認める者は、傍聴席に入ることができない。

（遵守事項）

第７条 傍聴人は、いかなる理由があっても議席に入ることはできない。

２ 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

第８条 傍聴人が傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、襟巻又は外とう類を着用しないこと。
- (2) かさ、旗、標識の類を携帯しないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 議場における言論に対して批判を加え可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 静かに傍聴し私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第９条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。